

家族信託・民事信託

受益者連続型信託の事例紹介

弁護士法人 Y&P 法律事務所

Y&P Legal Professional Corporation



担当: 田中 康敦

Webinarにご参加いただいた皆様へ

本日はWebinarにご参加いただき、誠にありがとうございました。

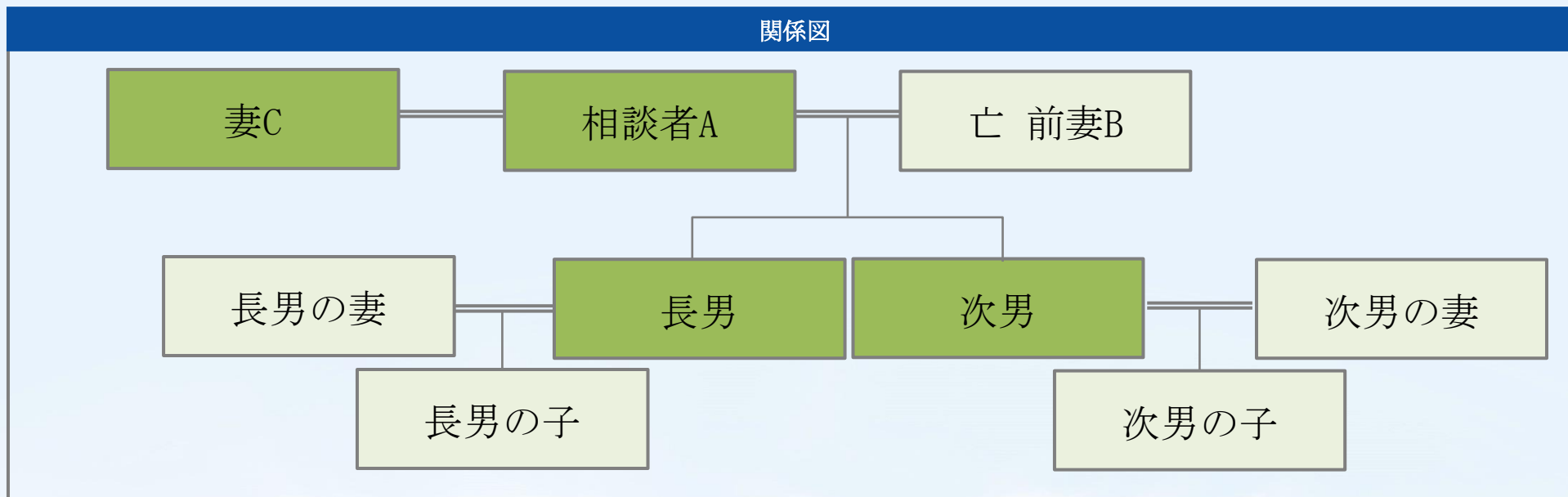
Webinarに参加頂いた方への特典といたしまして、弊所が組成サポートを行った、受益者連続型信託の事例をご紹介します資料をご準備しました。

守秘義務を守るために事実関係について、一部変更し、複数の事例のエッセンスを織り交ぜた形とさせて頂いておりますが、実際に信託を組成していく中でどのような検討が行われ、どのような点が問題になりえるのか、具体的に感じて頂けるかと存じます。

家族信託・民事信託にご興味を持たれた方は、もう一つの特典である無料相談もご利用ください。

*本資料を権利者の許可なく複製、転用、販売などの二次利用することを固く禁じます。
本資料に係る著作権は、弁護士法人Y&P法律事務所が保有します。

関係図



Aさんの状況

- 相談者Aさん及びその長男と初回相談（Aさんが主導で信託を検討した様子でした）。
- Aさんは、前妻Bさんの死亡後に、Cさんと再婚しました。
- Aさんの妻Cさんには3人の兄弟がいます。AさんとCさんの子どもはいません。
- Aさんと前妻Bさんの間には、長男、次男がいます。
それぞれ、独立して、子供（Aさんにとって孫）が育っています。
- Aさんは、複数の不動産を所有しています。
商業施設に賃貸中の土地（甲不動産）、Cさんと居住している土地建物（乙不動産）
上記以外にも土地、別荘などの不動産を所有しています。
その他財産としては、金融資産、非上場株式等を所有しています。
ローンなどの長期負債は返済済みです。

Aさんの思い

- 自分の死後、Cさんの生活が心配。
- 甲不動産から安定的に収益を受け取ってほしい。また、乙不動産にて生活を続けてほしい。そのため、自分の相続で、甲、乙不動産をCさんに相続させたい。
- しかし、Cさんの死後にC方の親族に自分の財産が相続されるのは避けたい。そのため、Cさんに財産を遺す遺言を書くべきか悩んでいた。
- Aさんは、インターネットや書籍で民事信託を知った。
- 民事信託（特に、受益者連続型信託）を利用することで、自分の悩みを解消できると期待している。

子どもの思い

- Cさんの生活が心配であるというAさんの不安は理解できる。
- AさんがCさんに財産を遺すこと自体は反対しない。
- しかし、Cさんの死亡後、Cさん方の親族にAさんの財産が相続されることは避けたい。
- 特に、甲不動産については、先祖代々の土地である。
Cさん方の親族に承継されることは絶対に反対である。
甲不動産を確実に長男、次男（又は、その孫たち）で相続をしたい。

初回相談

Aさんが、かなり深く民事信託について勉強されていらっしやったため、初回の法律相談時から本件の詳細についてお話をすることができました。ただ、多くの方は、信託について、**あまりご存じではない状態から相談を始めます**。その場合の初回相談は、信託の制度からしっかりとご説明するようにいたします。

受益者連続型信託を用いて、Aさんの悩みが解消できるという点は私も同じ意見でした。ただし、受益者連続型信託を選択する上での**デメリットの検証を行う必要**がありました。

また、初回相談において、長男が甲不動産について長男及び次男で相続することを強く希望されていました。民事信託を組成する場合、受託者として長男、次男にご協力を頂く必要があったことから、甲不動産の相続について**Aさんと子供たちの希望を注意して調整する必要**がありました。

打ち合わせの 様子

民事信託においては、親が委託者、子が受託者となるケースが大半です。そのため、信託契約の条項案の打ち合わせは、**ご家族が集まってお話をすることも少なくありません**。親子が揃う中で、私の方から信託契約の内容についてご説明を差し上げて、双方のご意見を頂き、信託契約の条項案を修正していきます。

本件においては、信託契約の詳細を深めていく過程で、Aさんの立場と長男・次男の立場で調整が必要となる部分がありました。私としては、依頼者であるAさんの立場を中心として意見を述べることとなりますので、長男・次男としては、不安が募る部分もあったかと思えます。その点、次男側が司法書士でいらっしやったので、信託契約の条項案について、委託者、受託者双方のサイドから専門家がレビューをする体制となりました。

委託者・受託者双方に専門家が対応することで、信託契約の完成度を高めることができると実感しました。なかなか、当事者が法律専門家ということはありませんが、セカンドオピニオンをお願いすることで同様の体制を採ることは可能です。

そこで、**受益者連続型信託などのスキームが複雑になる信託については、セカンドオピニオンの活用**をお勧めしています。

デメリット 検証

本件において、受益者連続型信託を用いる上で、明確にデメリットとなる点があります。それは、相続税の負担です。Cさんと長男、次男は親族関係にありませんので、長男、次男は**2割加算の相続税を納税**することになります。そこで、受益者連続型信託ではなく、遺言で解決することができないかという道を探ることになります。

Aさんは、当初、Cさんに対し、甲、乙不動産を遺すことを考えていました。Cさんの生活を心配するというのであれば、必ずしも収益物件を遺す必要はなく、**生活費を金銭の形で遺すという選択肢**もあります。また、乙不動産について、単に自宅で引き続き生活してほしいということであれば、相続法改正で新設された**配偶者居住権を利用する**ということも選択肢となります。

受益者連続型信託の検証を行うに当たっては、**大半のケースで相続税の試算が必要**となります。そこで、受益者連続型信託の組成を検討する場合、相続税及び信託税制について理解のある税理士にも相談できる体制を整えるべきです。

継続面談

初回相談後、税理士に相続税の試算を依頼し、その結果を踏まえて、Aさん、長男と再び面談の機会を持ちました。

まず、相続税の試算から判明した納税額も考慮すると、**遺言の書き方を工夫したとしても、甲不動産を用いずにはCさんに十分な資産を遺せない**ことが判明しました。そのため、Aさんは、甲不動産については受益者連続型信託を組成したいとの結論にいたりしました。

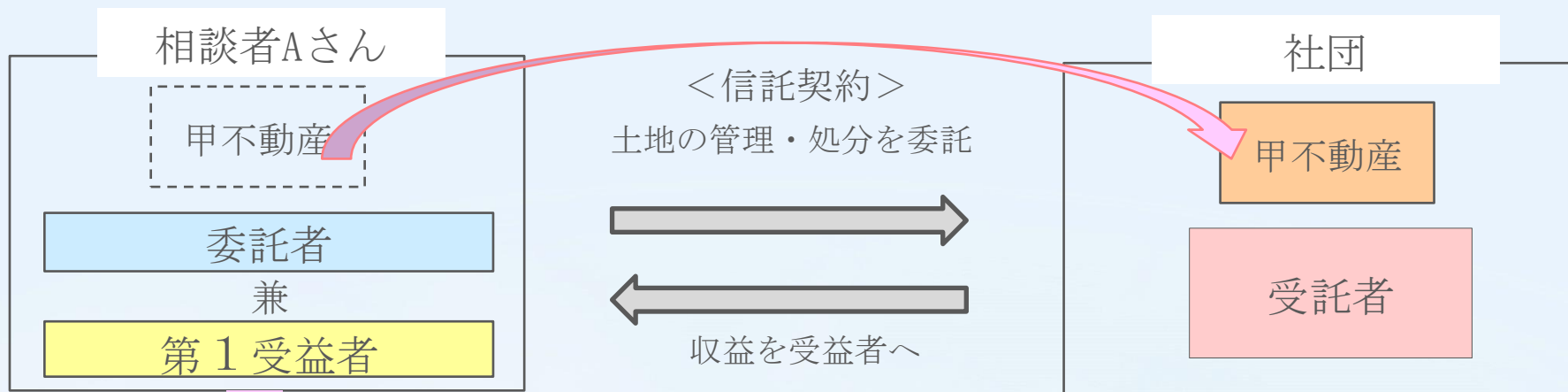
これに対して、長男も、受託者として協力をしていくことについて承諾をしました。ただし、100%の受益権をCさんに与えることについては難色を示しました。何度かの打ち合わせの結果、Aさんの死亡時に法定相続分と同じ割合（Cさん：長男：次男＝2：1：1）で、**それぞれが受益権を取得し、Cさんの死亡時に信託を終了させ、長男及び次男が最終的に50パーセントずつの割合で甲不動産を共有することになりました。**

なお、乙不動産については、**遺言によって配偶者居住権を設定することになりました。**

信託スキームの概要

項目	内容
信託目的	Aさんの希望する資産承継の実現、甲不動産の収益の親族への分配
信託期間	Aさん及びCさんの双方が死亡するまで
委託者	Aさん
受託者	一般社団（Aさん、長男、次男が社員。長男が代表理事）
当初受益者	Aさん
第2受益者	Cさん、長男、次男（受益権割合2：1：1）
信託財産	甲不動産。金銭（一年分の固定資産税相当額）
受託者の権限	主に甲不動産の管理、賃貸借契約の維持に必要となる行為など
受益権の内容	甲不動産から生じる収益（主に地代）の受領
帰属権利者	長男、次男

信託スキームの概要



50%

Cさん

第2受益者

25%

長男さん

第2受益者

25%

次男さん

第2受益者

帰属権利者は
長男及び次男
(均等の割合)

受託者の選択

当初は、長男個人を受託者（後継受託者として次男）という設計を想定しておりました。しかし、受益者連続型信託のため、**信託期間が長期間にわたる可能性が高いこと**、受託者を法人とすることによって決算などのタイミングで顧問税理士など**第三者の目が定期に入ることから個人の場合よりも適正な運営が期待できること**、甲不動産のキャッシュフローから**法人運営のランニングコストに問題がないこと**などの理由から法人を受託者とすることになりました。

法人を受託者とすることが決まった後、株式会社とするか、一般社団法人とするかの検討を行っています。最終的に、株式会社ではなく、一般社団法人を選択した理由は**手続負担の軽減**です。受託者として株式会社を設立した場合、**当該会社の株式を相続させる**など手続負担が増加するため、一般社団法人を選択することにしました。

受益者条項

受益者連続型信託を設計する場合、**受益者の連続について、様々な場合分けを想定して漏れがないように設計する必要があります。**特に、受益者の死亡を条件とする受益者連続型信託の場合は、受益者全員を対象として予想される死亡の順番を全て想定した上で、信託契約の条項に受益権の連続が止まってしまうないように作り込みを行う必要があります。

本件でも、想定される受益者全員の死亡の順番を洗い出し、すべてのケースで受益者の連続が途切れないように条項を作成しました。念のため、**受益者が受益権を放棄したような場合であっても、受益者の連続が途切れることがないように設計**をしています。

また、長男、次男に子供（Aさんからすると孫）がいらっしゃったので、長男、次男の相続がAさん、Cさんよりも先になってしまった場合の**補充的な帰属権利者**として、それぞれの孫を指定することにしました。

家族信託・民事信託を組成されるお客様から、「信託は、遺言と違って、契約だから、親子と一緒に当事者になって話し合いをしながら、相続のことを考えていけるからいいですね」とのお言葉を頂いたことがあります。同じように、お子様としても「遺言を作ろう」と話を切り出すよりも、「信託を作りたい」と話す方が伝えやすいという部分もあるようです。

こういった親子の対話の機会を作ることができる点も家族信託・民事信託を用いるメリットになります。相続の問題は、コミュニケーションの掛け違いで起きることが大半です。家族信託・民事信託をきっかけにして、早い段階から家族で、専門家も交えて、コミュニケーションをとることは、相続紛争の予防にもつながります。

気になる点がある方は、ぜひ一度、個別面談にてご相談ください。
よろしく願いいたします。

弁護士法人 Y&P法律事務所の連絡先等

弁護士法人 Y&P法律事務所
Y&P Legal Professional Corporation

■ 法人名	弁護士法人 Y&P法律事務所
■ 人員数	弁護士 15名 (令和2年1月現在)
■ 事業内容	<ul style="list-style-type: none">・一般民事事件 相続関係(遺産分割協議、遺留分減殺請求、遺言作成、遺言執行、信託、国際相続等) 不動産関係(賃貸借、売買等) 各種相談対応(顧問弁護士)・会社関係 各種契約書の作成、会社支配権紛争、譲渡制限株式売買のサポート、組織再編・M&A、会社清算、国際取引業務、労務、各種相談対応(顧問弁護士)・税務争訟 税務調査対応、異議申立て、審査請求、税務訴訟
■ アクセス	<ul style="list-style-type: none">・JR東京駅 日本橋口より徒歩1分、または八重洲北口より徒歩3分・大手町駅 B7・B10出口より徒歩2分 (東京メトロ東西線・丸の内線・半蔵門線・千代田線／都営三田線)・日本橋駅 A3出口より徒歩3分 (東京メトロ銀座線・東西線／都営浅草線)・三越前駅 B2出口より徒歩5分 (東京メトロ半蔵門線)



弁護士法人 Y&P 法律事務所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-8-1
丸の内トラストタワーN館 8階(受付9階)
TEL:03-6212-1663 FAX:03-6212-1662
<https://www.y-p-law.or.jp/>

